

（仮称）仙南クリーンセンター整備運営事業
基本仮契約書（案）

平成 25 年 5 月 8 日

仙南地域広域行政事務組合

(仮称) 仙南クリーンセンター整備運営事業 基本仮契約書

本基本契約書（以下「本基本契約」という。）は、仙南地域広域行政事務組合（以下「発注者」という。）と_____（以下「設計企業」という。）、_____（以下「建設企業」という。）、_____（以下「運営企業」といい、設計企業、建設企業及び運営企業を総称して「構成員」という。）及び_____（以下「特別目的会社」といい、各構成員と特別目的会社を総称して「受注者」という。）の間において、本書末尾所定の日付で締結する。

前 文

発注者は、（仮称）仙南クリーンセンター整備運営事業（以下「本事業」という。）について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）の趣旨に鑑み、PFI事業等として実施するため、平成24年10月15日に「（仮称）仙南クリーンセンター整備運営事業 実施方針」（以下「実施方針」という。）を公表した。

発注者は、実施方針に対する意見等を踏まえ、本事業をPFI事業等として実施することが適切であると認め、PFI法第6条に規定される特定事業に準じる事業として選定した上で、本事業を実施する民間事業者を総合評価一般競争入札方式により募集及び選定するにあたり、平成25年4月____日に「（仮称）仙南クリーンセンター整備運営事業 入札説明書」（以下「入札説明書」という。）を公表し、入札説明書と一体として本事業に係るその他の資料（以下総称して「入札書類」という。）を配布した。

発注者は、入札書類に従い、構成員から提出された入札書、提案書、設計図書など一式の書類（以下「事業者提案」という。）に基づき、_____（以下「代表企業」という。）を代表企業とする_____グループを落札者として決定した。構成員は、発注者との間で、本事業に関し、平成25年____月____日付で基本協定書（以下「基本協定」という。）を締結した。

構成員は、基本協定第3条の定めに従い、本事業に係る運営等業務の遂行を行わせるために、特別目的会社を設立した。

発注者及び受注者は、本事業の実施に関し、以下のとおり合意する。なお、かかる合意は、基本協定第5条の定めに従い、発注者及び受注者が、本事業に関する特定事業契約（第7条第2項に定義する。）を締結するにあたり、本事業の全般にわたる事項や本事業に係る当事者間の基本的了解事項について確認するための基本合意である。本基本契約は、本基本契約に基づき締結される、発注者と_____、_____及び_____との間の工事請負契約（第7条第1項に定義された意味を有する。）及び発注者と特別目的会社との間の運営委託契約（第7条第2項に定義された意味を有する。）により不可分一体として特定事業契

約を構成するが、本書は仮契約であって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び仙南地域広域行政事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和46年仙南地域広域行政事務組合条例第7号）第2条に基づき仙南地域広域行政事務組合議会の議決を取得した日に本契約として成立することを確認する。なお、議会で可決されず本契約が成立しないときは、この仮契約は無効とし、これにより受注者に生ずる如何なる損害についても、発注者は、その責めを負わない。

（目的等）

第1条 本基本契約は、発注者及び受注者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）

第2条 受注者は、本事業が公共性を有することを十分理解し、本事業の実施にあたっては、その趣旨を尊重するものとする。

2 発注者は、本事業が民間企業によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

（事業の概要等）

第3条 本事業の概要は、別紙1記載のとおりとする。

2 本事業の日程は、別紙2記載の日程（以下「事業日程」という。）のとおりとする。

3 本事業において整備され、運営・維持管理される施設（以下「本施設」という。）及び本事業において延命化が図られる仙南最終処分場（以下「仙南最終処分場」という。）の概要は、別紙3記載のとおりとする。

4 本事業において、受注者が行う業務は、別紙4記載のとおりとし、受注者を構成する各当事者は、当該当事者が遂行すべき業務を遂行するものとする。

5 本事業において、発注者が行う業務は、別紙5記載のとおりとし、発注者は、発注者が本事業を実施するために必要な各種申請手続を行うものとし、受注者は、当該申請手続に必要な書類の作成その他発注者が要請する事項について発注者を支援するものとする。

（役割分担）

第4条 本事業の遂行において、受注者を構成する各当事者は、それぞれ、次の各号に定めるそれぞれの役割及び業務実施責任のみを負うものとし、その責任の範囲内において本事業を実施するものとする。

（1）設計企業及び建設企業は、発注者から別紙4第1項第1号及び第2号並びに第2項第2号記載の本施設及び仙南最終処分場の延命化業務に係る覆蓋施設等の整備工事の

設計・建設に関する各業務（以下総称して「設計・建設業務」という。）の一切を一括して請け負い、設計企業が設計・建設業務のうちの設計に関する業務（以下「設計業務」という。）の一切を、また、建設企業が設計・建設業務のうちの建設に関する業務（以下「建設業務」という。）の一切をそれぞれ履行する。

(2) 特別目的会社は、発注者から別紙４第１項第３号並びに第２項第１号及び第３号記載の本施設の運営並びに仙南最終処分場の延命化計画策定、埋設廃棄物の掘り起こし及び残さ物の埋立等に関する各業務（以下総称して「運営等業務」という。）の一切を受託する。

(3) 運営企業は、特別目的会社から運営業務の一切を再受託し、これを履行する。

（ＪＶの組成） 【設計企業が建設ＪＶに参加する場合】

第５条 設計企業及び建設企業は、設計・建設業務を一括して請け負うにあたり、設計企業及び建設企業からなる共同企業体（甲型とし、以下「建設ＪＶ」という。）を組成するものとし、建設ＪＶの組成及び運営に関し、共同企業体協定等を締結の上、これを維持するものとする。ただし、設計企業と建設企業が同一の単独企業である場合には、この限りでない。

２ 建設ＪＶは、前項の定めるところに従って共同企業体協定等を締結した場合、速やかに、その協定書等の写しを発注者に対して提出するものとし、その後、当該協定等を変更したときには、速やかに変更後の協定書等又は変更のための覚書その他の契約書の写しその他変更内容を証する書面を発注者に対し提出するものとする。

（ＪＶの組成） 【設計企業が建設ＪＶに参加しない場合】

第５条 建設企業は、設計・建設業務を一括して請け負うにあたり、建設企業からなる共同企業体（甲型とし、以下「建設ＪＶ」という。）を組成するものとし、建設ＪＶの組成及び運営に関し、共同企業体協定等を締結の上、これを維持するものとする。ただし、設計企業と建設企業が同一の単独企業である場合には、この限りでない。

２ 建設ＪＶは、前項の定めるところに従って共同企業体協定等を締結した場合、速やかに、その協定書等の写しを発注者に対して提出するものとし、その後、当該協定等を変更したときには、速やかに変更後の協定書等又は変更のための覚書その他の契約書の写しその他変更内容を証する書面を発注者に対し提出するものとする。

（特別目的会社の運営）

第６条 構成員は、本事業の業務の一部である運営等業務を遂行させることのみを目的として、特別目的会社を適法に新設したものであることを確認する。

２ 構成員は、特別目的会社の設立及び運営に関して締結した株主間の契約がある場合には、当該契約が、次の各号に定める事項を含み、かつ、構成員が次の各号に定める事項

に反する書面によるか又は口頭による合意を締結していないことを本書を以て確認し、また、次の各号に定める事項を含む特別目的会社の設立及び運営に関して締結した株主間の契約がない場合には、構成員は、発注者に対し、特別目的会社の運営に関し、次の各号に定めるとおり、これを遵守することを確約する。

- (1) 特別目的会社は会社法（平成17年法律第86号。その後の変更を含む。以下「会社法」という。）上の株式会社であるところの取締役会設置会社、かつ、監査役設置会社とすること。
 - (2) 特別目的会社の本店住所地为白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町及び丸森町のいずれかとし、白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町又は丸森町以外の土地に移転させないこと。
 - (3) 特別目的会社の担当する業務は、運営等業務の受託及び本基本契約において特別目的会社が担当すべきとされるその他の業務のみとし、特別目的会社の目的をその範囲に限定すること。
 - (4) 特別目的会社の株式は譲渡制限株式の1種類とし、特別目的会社の定款に会社法第107条第2項第1号所定の定めを規定すること。
 - (5) 運営等業務の開始前までに特別目的会社の資本金を壱億五千萬円以上の構成員が提案した金額とし、事業期間中これを維持すること。
 - (6) 特別目的会社の決算期を3月末日とすること。
 - (7) 構成員の全てが特別目的会社の出資の全額を出資していること、並びに、代表企業の株式保有割合が出資者中最大であることを確認の上、事業期間を通じて、かかる状態を維持し、かつ、発注者の事前の同意なくして、これを変更し、又は、受注者以外の者による出資は行わせないこと。
 - (8) 構成員は、特別目的会社が債務超過に陥った場合、又は資金繰りの困難に直面した場合には、構成員の全部が連帯して、又は、いずれかの構成員が単独で、特別目的会社を倒産させず、特別目的会社が運営委託契約（第7条第2項に定義された意味を有する。）上の債務を履行できるよう、当該事業年度において支払われる運営・管理費総額を上限として、特別目的会社への追加出資、劣後融資その他発注者が適切と認める支援措置を講ずるものとする。
 - (9) 特別目的会社が運営等業務の一切を運営企業に対して再受託し、運営企業がこれを遂行すること。
- 3 構成員は、各自の保有する議決権を行使して、前項第1号から第6号の定め反して特別目的会社の本店所在地、特別目的会社の目的、特別目的会社の資本金額、特別目的会社の決算期その他の定款変更を行う株主総会議案に賛成しないものとする。
- 4 特別目的会社は、本基本契約締結後速やかに、発注者に対し、現行定款の原本証明付写しを提出するものとし、その後、その定款を変更したときには、その都度速やかに変更後の定款の原本証明付写しを、発注者に対して提出するものとする。

- 5 構成員は、発注者に対し、第2項各号に規定される内容を履行することを、連帯して約束する。
- 6 構成員は、その保有する特別目的会社の株式に対し、発注者との間で発注者が別途定める様式及び内容で株式担保権設定契約書を締結の上、発注者のために株式担保権を設定し、対抗要件を具備させるものとする。
- 7 前項の定める場合を除くほか、構成員は、本基本契約の終了に至るまで、次の各号所定の行為のいずれかを行う場合、事前にその旨を発注者に対して書面により通知し、その承諾を得た上で、これを行うものとする。この場合において発注者に対して行う通知には、当該行為の内容、当該行為の相手方、新しく株主又は筆頭株主になる者の住所及び氏名又は商号並びに当該行為後の特別目的会社の議決権比率その他受注者が必要と認める事項を記載するものとする。
- (1) 特別目的会社の株式の第三者に対する譲渡、担保権設定又はその他の処分
 - (2) 設立時の株主以外の第三者の新株又は新株予約権の発行その他の方法による特別目的会社への資本参加の決定
 - (3) 受注者による出資が出資比率の100%を下回ることになるか又は代表企業が特別目的会社の筆頭株主でなくなることとなる新株又は新株予約権の発行その他の方法による増資
- 8 受注者は、前項の定めるところに従って発注者の承諾を得て前項各号所定のいずれかの行為を行った場合には、当該行為に係る契約書の写しを、その締結後速やかに、当該第三者作成に係る発注者所定の書式の誓約書その他発注者が必要とする書面を添えて発注者に対して提出するものとする。
- 9 特別目的会社は、経営の透明性を確保するために、毎事業年度の2月末日までに、翌事業年度の経営計画を、特別目的会社が別途定めて発注者が承認した様式により作成の上、発注者に提出するものとする。発注者は、当該経営計画を確認し、疑義がある場合には、特別目的会社に対し、質問、修正要望等を行うことができるものとする。この場合、特別目的会社は、発注者の質問、修正要望等に誠意をもって対応しなければならない。
- 10 特別目的会社は、経営の健全性及び透明性を確保するために、会社法上作成が要求される各事業年度の決算期に係る事業報告とその附属明細書及び計算書類とその附属明細書並びに監査報告書を、その確定後1ヶ月以内に発注者に提出するものとする。発注者は、必要があると認める場合、受領した書類の全部又は一部を公表することができるものとする。発注者は、受領した書類を確認し、疑義がある場合には、質問等を行うことができるものとする。

(特定事業契約)

第7条 建設JVは、設計・建設業務に関し、発注者との間で、入札書類に内容が掲げら

れた工事請負仮契約書（本書において「工事請負契約」という。）を本基本契約の締結日付で締結する。

- 2 特別目的会社は、運営等業務に関し、発注者との間で、入札書類に内容が掲げられた運営等業務委託仮契約書（本書において「運営委託契約」といい、本基本契約、工事請負契約及び運営委託契約を総称して「特定事業契約」という。）を本基本契約の締結日付で締結する。
- 3 特定事業契約の締結は、本条その他本基本契約によるほか、日本国の法令及び仙南地域広域行政事務組合財務規則（昭和51年仙南地域広域行政事務組合規則第1号）によるものとする。
- 4 法令、仙南地域広域行政事務組合財務規則及び特定事業契約に定めのない事項については、必要に応じて発注者が受注者と協議の上で定める。特定事業契約の条項の適用を除外する場合についても、同様とする。
- 5 仙南地域広域行政事務組合財務規則の規定と特定事業契約の規定とが相互に付合しないときは、特定事業契約の定めるところによるものとする。

（設計・建設業務）

- 第8条 設計・建設業務の概要は、別紙4第1項第1号及び第2号並びに第2項第2号記載のとおりとする。
- 2 別段の合意がある場合を除き、建設JVは、工事請負契約の定めるところに従い、本施設を平成29年3月末日までに完成させて発注者への引渡しを完了するものとする。
 - 3 前2項の定めるところのほか、設計・建設業務の詳細は、工事請負契約の定めるところに従うものとする。

（運営等業務）

- 第9条 運営等業務の概要は、別紙4第1項第3号並びに第2項第1号及び第3号記載のとおりとする。
- 2 別段の合意がある場合を除き、運営等業務に係る業務遂行期間は、別紙2第1項記載の運営・維持管理期間及び仙南最終処分場の延命化業務期間の各始期のいずれか早い日から各終期のいずれか遅い日までの期間（以下「事業期間」という。）とし、特別目的会社は、仙南最終処分場の延命化業務を平成26年4月1日から開始するとともに、本施設の運営を平成29年4月1日に開始し、いずれも平成44年3月31日に終了するものとする。なお、発注者は、事業期間終了後も概ね15年間にわたり本施設を継続して公共の用に供することを意図しており、受注者は、かかる意図を踏まえ、事業期間終了時に、運営委託契約の定めるところに従って本施設を発注者の定める明け渡し時における施設の要求水準を満足する状態に保って発注者に引継ぐものとする。ただし、本施設の事業期間終了時の措置については、本施設の運営開始後12年目の時点において、受

注者は、発注者の要請に従って協議をするものとし、かかる協議において別段の合意がなされた場合には、当該合意に従うものとする。なお、仙南最終処分場の覆蓋施設の利用年数は、事業者提案による埋立計画を基に発注者及び受注者間の協議に基づき決定される。

- 3 前2項の定めるところのほか、運営等業務の詳細は、運営委託契約の定めるところに従うものとする。
- 4 特別目的会社は、運営等業務を運営委託契約の定めるところに従って運営企業に対して再委託する。当該再委託に係る契約が解除その他の事由の如何を問わず、事業期間の途中で終了する場合又はそのおそれを発注者が合理的に認めて特別目的会社に要請した場合には、運営企業を除く受注者は、運営企業に代わる、特別目的会社から再委託を受けて運営等業務を遂行する者の候補者（ただし、入札説明書の定める運営企業の備えるべき参加資格条件の全てを満たすものとする。以下「後継運営企業候補者」という。）を探索し、運営企業に代わって特別目的会社から再委託を受けて運営等業務を遂行することにつき、後継運営企業候補者から内諾を得た上で、後継運営企業候補者の情報その他発注者が合理的に求める情報を開示して後継運営企業候補者への運営等業務の引継の検討を書面で発注者に打診することができる。当該打診が第14条第3項第2号の定めるところに従って本基本契約を解除する前になされ、かつ、当該打診に取り組むべき合理的な理由がある場合においては、法令その他発注者の定める諸規定が許容する限り、発注者は、当該打診を発注者において検討する期間中、第14条第3項第（2）号の定めるところに従って本基本契約を解除しないことができる。
- 5 発注者は、前項の定めるところに従って後継運営企業候補者への運営等業務の引継を検討した結果、当該引継の妥当性、必要性、許容性を合理的に認めた場合において、当該引継が法令その他発注者の定める諸規定の定めるところに従って許容されるときは、当該引継を承諾する旨の通知を特別目的会社に対して行うものとする。当該通知を受領した場合、特別目的会社は、後継運営企業候補者と間で、運営委託契約上の運営企業の地位を後継運営企業候補者に承継させる契約又は事業期間の残存期間に係る運営等業務の再委託に関する契約を締結することができ、特別目的会社以外の受注者は、これに合理的な協力を尽くすものとする。

（再委託等）

第10条 第7条各項の定めるところに従って締結された契約に基づき受託し又は請け負った業務に関し、建設JV又は特別目的会社は、工事請負契約又は運営委託契約の定めるところに従うほか、第三者に再委託し又は下請けしてはならない。

（権利義務の譲渡の禁止）

第11条 発注者及び受注者は、相手方の事前の承諾なく本基本契約上の権利義務につき、

第三者への譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。ただし、第9条第4項及び第5項の定めるところに従って特別目的会社が後継運営企業候補者と新規の運営等業務の再委託に関する契約を締結する場合には、特別目的会社、設計企業及び建設企業は、後継運営企業候補者をして、運営企業の本基本契約上の地位並びに当該地位に基づく権利及び義務（ただし、既発生のもものは除かれるものとする。）を後継運営企業候補者に承継させるものとし、発注者は、これに必要な合理的な協力を行うものとする。

（損害賠償）

第12条 各当事者は、本基本契約上の義務を履行しないことにより他の当事者に損害を与えた場合、その損害の一切を賠償しなければならない。ただし、この場合におけるいずれかの受注者の発注者に対する賠償義務については、他の受注者も連帯して責任を負うものとし、発注者は、受注者の全部に対して、発注者が被った損害の全額について賠償請求できるものとする。

（契約の不調）

第13条 事由の如何を問わず、工事請負契約又は運営委託契約のいずれかが成立に至らなかった場合には、本基本契約に別段の定めがない限り、当該契約の当事者となるべき者が当該契約の締結又は履行の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

（契約の終了）

第14条 本基本契約は、本基本契約の締結について仙南地域広域行政事務組合議会の議決を得て本基本契約が本契約としての効力を生じ、事業期間の満了日の経過を以て効力を喪失するまで、本基本契約の各規定は発注者及び受注者を法的に拘束するものとする。受注者は、特別目的会社をして、運営期間終了後の引継ぎ時において発注者の定める要求水準を満足する状態で本施設を発注者に引継ぐものとする。なお、受注者は、運営期間終了後の措置については、運営期間終了の3年前までに発注者との協議を開始しなければならない。

2 前項の定めにかかわらず、本基本契約以外の特定事業契約の全てが終了した日をもって本基本契約は終了するものとする。

3 前2項の定めにかかわらず、発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、受注者に書面で通知することにより、本基本契約を解除することができる。なお、当該解除は、発注者の第12条に基づく受注者に対する損害賠償請求を妨げない。

（1）本基本契約のいずれかの規定に違反した場合において、発注者が相当期間の是正期間を設けて、当該違反の治癒を請求したにもかかわらず、当該相当期間内に当該違反が治癒されないとき。

- (2) 締結している本基本契約以外の特定事業契約が発注者より解除されたとき。
 - (3) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号をいい、以下「独占禁止法」という。）第49条第1項の排除措置命令を受け、かつ、同条第6項に規定する期間内に同項の規定による審判の請求をしなかったとき。
 - (4) 独占禁止法第50条第1項の納付命令を受け、かつ、同条第4項に規定する期間内に同項の規定による審判の請求をしなかったとき。
 - (5) 独占禁止法第52条第4項の規定により審判請求を取り下げたとき。
 - (6) 独占禁止法第66条第1項から第3項までに規定する審決（同条第3項の規定により原処分の全部を取り消すものを除く。）を受け、かつ、当該審決の取消しの訴えを独占禁止法第77条第1項に規定する期間内に提起しなかったとき。
 - (7) 独占禁止法第77条第1項の規定により審決の取消しの訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
 - (8) 自ら又はその使用人その他の従業者について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の刑が確定したとき。
 - (9) 受注者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。
 - (10) 受注者又は受注者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。
 - (11) 受注者又は受注者の役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (12) 受注者又は受注者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (13) 受注者又は受注者の役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。
- 4 第1項及び第2項の定めにかかわらず、受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当するときは、発注者に書面で通知することにより、本基本契約を解除することができる。なお、当該解除は、受注者の第12条に基づく発注者に対する損害賠償請求を妨げ

ない。

(1) 本基本契約のいずれかの規定に違反した場合において、受注者が相当期間の是正期間を設けて、当該違反の治癒を請求したにもかかわらず、当該相当期間内に当該違反が治癒されないとき。

(2) 締結している本基本契約以外の特定事業契約が受注者より解除されたとき。

5 前各項の定めにかかわらず、本基本契約の終了後も、第12条、第13条及び第15条の定めは有効とし、当事者を法的に拘束し続けるものとする。

(秘密保持等)

第15条 発注者及び受注者は、特定事業契約又は本事業に関連して相手方から秘密情報として受領した情報を秘密として保持して責任をもって管理し、特定事業契約の履行又は本事業の遂行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、相手方の事前の承諾なしに第三者に開示してはならない。

2 次の情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。

(1) 開示の時に公知である情報

(2) 開示される前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報

(3) 開示の後に発注者又は受注者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報

(4) 発注者及び受注者が本基本契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報

3 第1項の定めにかかわらず、発注者及び受注者は、次の場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来す場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。

(1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合

(2) 法令に従い開示が要求される場合

(3) 権限ある官公署の命令に従う場合

(4) 発注者が守秘義務契約を締結した発注者のアドバイザーに開示する場合

4 発注者は、前各項の定めにかかわらず、特定事業契約又は本事業に関して知り得た行政情報に含まれるべき情報に関し、法令その他発注者の定める諸規定の定めるところに従って情報公開その他の必要な措置を講じることができる。

5 受注者は、特定事業契約又は本事業に関して知り得た個人情報の取扱いに関し、法令に従うほか、発注者の定める諸規定を遵守するものとし、特定事業契約に別段の定めがある場合には、当該定めに従うものとする。

(管轄裁判所)

第16条 発注者及び受注者は、本基本契約に関して生じた当事者間の紛争について、仙台地方裁判所を第一審とする専属管轄に服することに合意する。

(誠実協議)

第17条 本基本契約に定めのない事項について必要が生じた場合、又は本基本契約に関し疑義が生じた場合は、その都度、発注者及び受注者が誠実に協議して定めるものとする。

本基本契約の成立を証するため、本書〔 〕通を作成し、各当事者記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成 年 月 日

(発注者)

(受注者)

(代表企業)

[住 所]

[氏 名]

(設計企業)

[住 所]

[氏 名]

(建設企業)

[住 所]

[氏 名]

(運営企業)

[住 所]

[氏 名]

(特別目的会社)

[住 所]

[氏 名]

別紙 1 事業の概要

1. 事業の名称

(仮称) 仙南クリーンセンター整備運営事業

2. 事業の場所

(1) (仮称) 仙南クリーンセンター建設予定地

所在地	宮城県角田市毛萱字西ノ入地内
敷地面積	約5.3ha
用途地域	都市計画区域外
容積率	指定なし
建ぺい率	指定なし
緑地率	敷地面積に対し25%以上 (極力周辺部に森林を配置すること)
その他	特になし

(2) 仙南最終処分場

所在地	宮城県白石市鷹巣字黒岩下7番1
敷地面積	約14.1ha
埋立容量	194,040m ³
浸出水処理施設規模	60m ³ /日
着工	平成8年7月
竣工	平成9年12月
処理対象廃棄物	発注者所有施設から排出される焼却灰及び残さ物

以 上

別紙 2 事業日程

1 設計・建設期間

工事請負契約締結日から平成29年3月26日

2 運営・維持管理期間

平成29年3月27日から平成44年3月末日

以 上

別紙 3 施設の概要

(1) 熱回収施設

ア 建設予定地

宮城県角田市毛萱字西ノ入地内

イ 施設規模

熱回収施設（全連続式）： 200 t / 日（100 t / 日 × 2 系列）

ウ 処理方式

（仮称）仙南クリーンセンター施設整備基本方針を全て満足できる方式とする。

エ 熱回収施設の基本要件

整備する熱回収施設は、基本要件を満たす施設とする。

（ア）高効率ごみ発電が可能である

（イ）排水のクローズド化が可能である

オ 受入廃棄物

構成市町の区域内から発生する可燃ごみ、仙南最終処分場からの掘り起こしごみ、仙南リサイクルセンターからの残さ（可燃残さ、不燃残さ、資源化不適残さ）、し尿脱水汚泥、その他プラスチック類（硬質プラスチック、資源化不適容器包装プラスチック類）、災害ごみ（必要に応じ）

(2) その他施設

- ・管理棟（別棟とする場合）
- ・計量棟（別棟とする場合）
- ・ストックヤード（別棟とする場合）
- ・乾電池ストックヤード

(3) 外構施設等

- ・駐車場、構内道路、植栽、門、囲障、防災調整池等その他

(4) 仙南最終処分場の概要

ア 所在地

宮城県白石市鷹巣字黒岩下 7 番 1

イ 埋立容量

1 9 4, 0 4 0 m³

ウ 埋立面積

2 4, 0 0 0 m²

エ 施設構成

- ・最終処分場本体
- ・浸出水処理施設
- ・外構類（駐車場、構内道路、植栽、門、囲障、防災調整池等その他）

オ 浸出水処理方式

第1凝集沈殿＋回転円盤＋第2凝集沈殿＋砂ろ過＋キレート吸着＋塩素消毒

カ 埋立廃棄物

発注者所有の施設から排出される焼却灰及び残さ物

以 上

別紙4 受注者が行う業務

1 本施設の整備運営に関する業務

(1) 本施設の設計に関する業務

- ① 本施設の設計（造成設計を含む。）
- ② 測量・地質等の発注者が提示する調査結果以外に必要な調査
- ③ 発注者の循環型社会形成推進交付金申請支援
- ④ 生活環境影響調査の支援（必要資料の作成等）
- ⑤ 発注者が行うその他許認可申請支援

(2) 本施設の建設に関する業務

- ① 本施設の建設（造成工事を含む。）
- ② 本事業に係る許認可申請等

(3) 本施設の運営に関する業務

- ① 受付管理業務
- ② 運転管理業務
- ③ 維持管理業務
- ④ 環境管理業務
- ⑤ 情報管理業務
- ⑥ 資源化業務
- ⑦ 管理棟の運営業務（環境啓発業務等）

2 仙南最終処分場の延命化に関する業務

(1) 仙南最終処分場の延命化計画策定に関する業務

- ① 仙南最終処分場の延命化計画の策定
- ② 発注者の交付金申請支援

(2) 覆蓋施設の設計及び建設に関する業務

- ① 覆蓋施設の設計及び建設
- ② 第3区画の早期閉鎖及びキャッピング
- ③ 前処理施設の設計及び建設
- ④ 生活環境影響調査の支援（必要資料の作成等）
- ⑤ 発注者が行うその他許認可申請支援

(3) 埋設廃棄物の掘り起こし及び残さ物の埋立等に関する業務

- ① 埋設廃棄物の掘り起こし業務
- ② （仮称）仙南クリーンセンターからの残さ物の埋立業務
- ③ 前処理施設の運営及び維持管理業務（浸出水処理施設を除く）
- ④ 覆蓋施設の維持管理業務
- ⑤ 浸出水の運搬業務

以 上

別紙 5 発注者が行う業務

1 本施設の整備運営に関する業務

(1) 本施設の設計及び建設に関する業務

- ① 用地の確保
- ② 近隣同意の取得・近隣対応
- ③ 生活環境影響調査
- ④ 交付金申請手続き
- ⑤ 設計・建設モニタリング
- ⑥ 設置届等の許認可申請事務

(2) 本施設の運営に関する業務

- ① 運営モニタリング
- ② その他これらを実施する上で必要な業務

2 仙南最終処分場の延命化に関する業務

- ① 浸出水処理施設の運転管理及び維持管理業務
- ② 掘り起こしごみ及び本施設から生じる廃棄物の運搬
- ③ 技術管理者の行う業務
- ④ 受付管理業務
- ⑤ 運営モニタリング
- ⑥ その他これらを実施する上で必要な業務

以 上